

議案第 42 号

太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 5月28日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

個人番号カード（利用者照明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して民間端末機より住民票等の各種証明書の申請を行う場合には、手数料の免除規定を適用しないこととするため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市手数料条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定は、民間端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）による申請については、適用しない。

附 則

この条例は、令和3年10月20日から施行する。